

二宮町交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、二宮町交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、必要な事項を協議するため二宮町交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 二宮町交通バリアフリー基本構想に関すること。
- (2) その他必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、学識経験を有する者、公共交通事業者等、道路管理者、町民代表その他で構成する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、当該委員以外の者を協議会の委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了するまでとする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、建設部都市整備課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。